

イタリア貿易促進機構（東京オフィス）が登録ユーザーの皆さま（以下、「ユーザー」といいます。）から取得した個人情報は、主催者・主催者のローマ本部、各出展者により共有され、後日、各種のご案内をお送りする場合がございます。

1

規則（EU）2016/679（以下、「GDPR」又は「規則」といいます。）第 13 条及び第 14 条に基づくプライバシーポリシー

GDPR 第 3 条第 1 項に基づき、本規則は、処理が欧州連合内で行われるか否かにかかわらず、欧州連合内に設立されたデータ管理者によって行われる個人データの処理に適用されます。

したがって、GDPR 第 13 条および第 14 条に基づき、ITA – Italian Trade Agency – ICE（イタリア語名称：Agenzia per la promozione all'estero e l'internalizzazione delle imprese italiane）は、データ管理者として、「OpportunItaly - Export Acceleration Programme」（以下「本イベント」といいます）に参加する方々（以下「データ主体」または「参加者」といいます）より提供されたデータについて、使用される手段や方法を問わず、以下の方法および目的で処理されることをお知らせします。

1. データ管理者

データ管理者は、イタリアのローマ、Via Liszt, 21 番地、郵便番号 00144 に登録事務所を持つ、税コード 12020391004 のイタリア貿易促進機構（Italian Trade Agency（ITA）。なお、イタリア語では Agenzia per la promozione all'estero e l'internalizzazione delle imprese italiane（ICE）。以下、「データ管理者」といいます。）です。データ管理者のデータ保護責任者（DPO）には、次の電子メールアドレスで連絡することができます。

privacy@ice.it.

2. 処理内容の説明

処理は、ユーザーに関する以下のデータ（以下、「本個人情報」といいます。）を対象とする個別的又は一連の処理操作（例：収集、記録、編成、保存、処理、通信、変更、選択、使用など、）を含みます。

データの種類	目的	法的根拠	保持期間
データ主体の識別及び連絡先データ：氏名、姓、電子メールアドレス、電話番号など	- 参加者の身元確認及びモニター - 参加者の登録	データ主体が当事者である契約の履行、又はデータ主体の要求に応じて取られた契約前の措置の履行（GDPR 第 6 条	本イベント開催日から 24 ヶ月間

		(1) (b))	
	法令、規則、欧州連合法、又は当局の命令によって定められた義務を遵守するため	データ管理者が負う法的義務の履行 (GDPR 第 6 条 (1) (c))	法令で定められた期間。なお、いかなる場合も本イベント開催日から 10 年を超えない期間とします。
	データ管理者の権利を行使するため、例えば法的手続きで権利を主張するため	データ管理者の正当な利益 (GDPR 第 6 条 (1) (f))	
	- データ管理者によって開催されるフェア、ワークショップ、セミナー、トレーニングコースなどの他のイベントの案内送付 - 顧客満足度の評価 - データ管理者の機関活動及び公共の利益に関連する調査の実施 - ビジネスマッチング活動の実施	データ主体の明示的な同意 (GDPR 第 6 条 (1) (a))	データ主体による同意の撤回まで。なお、いかなる場合も本イベント開催日から 2 年を超えない期間とします。

3. 処理方法

本個人情報の処理は、本個人情報の収集及び処理される目的に対して、適切かつ関連性があり、必要な範囲に限定して行われ、正確性、合法性、透明性の原則に従って実施されます。

本個人情報の処理は、GDPR 第 4 条 (2) に示される操作、すなわち本個人情報の収集、記録、編成、保存、閲覧、処理、変更、選択、抽出、比較、使用、相互接続、ブロック、通信、削除、破棄によって行われます。

4. セキュリティ対策

GDPR 第 32 条に基づき、本個人情報の処理は、本個人情報の損失、違法又は不正な使用、不正アクセスを防止することを目的とした技術的・組織的措置を通じて、機密性及び保護を含む自動化されたツールを使用し、本個人情報の適切なセキュリティを確保する方法で実施されます。

5. 本個人情報へのアクセス及び第三者開示

本個人情報は、データ管理者の適切に訓練されたスタッフによって処理され、収集及びその後の処理の目的を超えず、公正、合法、透明かつ関連性のある方法で本個人情報を処理する権限を与えられた人員として業務を行います。

データ管理者は、GDPR 第 28 条に従い、1 以上のデータ処理者に委託する場合があります。これらのデータ処理者は、データ管理者の代理として、特定の処理サービス、又は関連する、付随的な、若しくは支援のための活動を提供し、法によってデータ主体に認められた権利、自由、正当な利益を保護するために適切なすべての技術的及び組織的措施を講じます。

本個人情報は、以下の場合を除き、第三者に開示されません。

- 参加する本イベントの実現のために厳密に必要な場合
- 法的義務がある場合
- 事前にユーザーによる許可があった場合

6. 本個人情報の移転

本個人情報の管理及び保存は、主にヨーロッパにおいて、データ処理者として指定され、正式に任命された第三者企業のサーバー上で行われます。

本個人情報が、データ処理者として指定され、正式に任命された第三者企業（欧州連合外に所在する企業を含みます。）に移転される場合、データ管理者は、GDPR 第 44 条、第 45 条及び第 46 条に従い、本個人情報の安全な国際移転を保証するために、欧州委員会の標準契約条項の適用を確保します。

上記の目的のため、ユーザーの本個人情報は必ず日本へ転送されます。2019 年 1 月 23 日、欧州委員会は、GDPR 第 45 条に基づき、日本が適切なレベルのデータ保護を提供していることを認める十分性認定を採択しました。この認定はその後 2023 年 4 月 3 日に更新され、2027 年まで 4 年間有効です。

7. 処理の性質と本個人情報提供拒否の結果

上記第 2 項に基づく本個人情報の提供は必須です。本個人情報の提供がない場合、データ管理者はデータ主体に本イベントへの参加機会を保証することができません。

8. データ主体の権利

GDPR 第 15 条乃至第 22 条に基づき、データ主体はいつでもその権利を行使でき、特に自身の本個人情報へのアクセス、その制限の要求、不完全又は不正確な場合の訂正、消去を要求できます。また、データ管理者側に正当な理由が存在する場合を除き、その処理に異議を唱えることができます。データ主体は、データポータビリティの権利、すなわちデータ管理者から、構造化された形式、一般的に使用される形式及び機械で読み取り可能な形式で個人情報を受け取る権利も有します。この目的のため、データ管理者又はデータ保護責任者に連絡することができます。データ主体は、自身に関する法的効果を生じる、自動化された処理のみに基づく決定の対象とならない権利を有します。

最後に、イタリアデータ保護機関（Garante Privacy）（所在地：Piazza Venezia n. 11 – 00187 Rome）又はその他の管轄するデータ保護機関に苦情を申し立てることも可能です。あるいは、管轄する司法当局に訴えを提起することもできます。

9. 権利の行使方法

データ主体は、以下のいずれかの方法でいつでも権利を行使できます。

- a) privacy@ice.it への電子メール
- b) イタリア貿易促進機構（Italian Trade Agency (ITA)。なお、イタリア語では Agenzia per la promozione all'estero e l'internalizzazione delle imprese italiane (ICE)。登録事務所：00144 – Rome, Via Liszt, 21）への受領確認付き書留郵便